

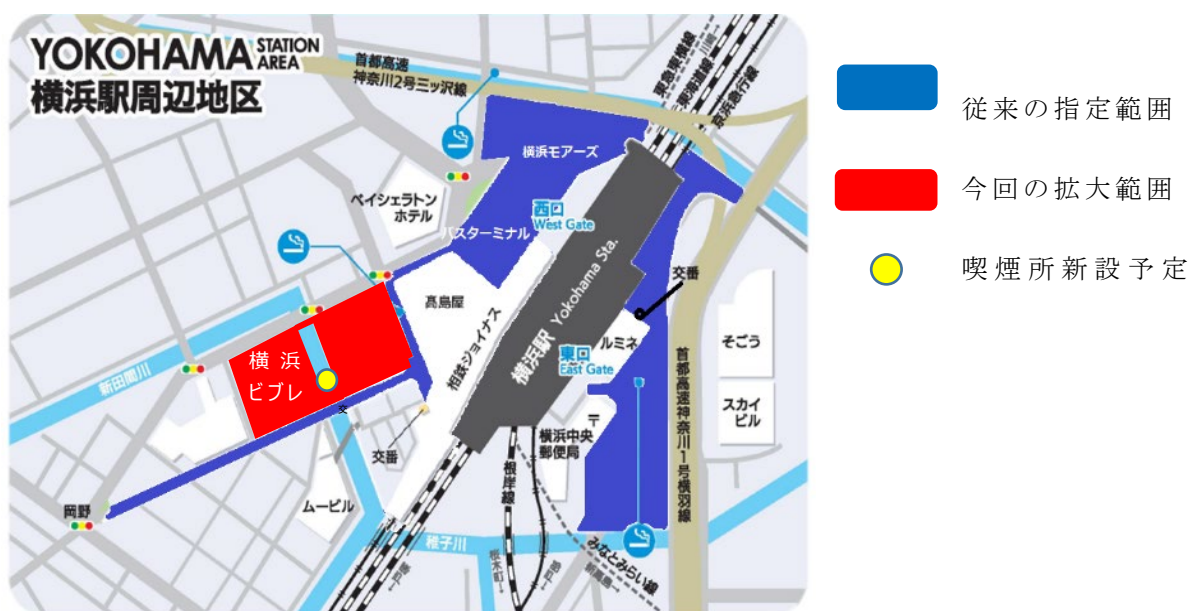
横浜駅周辺喫煙禁止地区の指定区域拡大について

1 趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づく喫煙禁止地区のうち、横浜駅西口周辺の美化強化のため、「横浜駅周辺」の指定区域を拡大します。

2 拡大する区域

横浜駅の西側、西区南幸2丁目横浜ビブレのあるところまでです。喫煙禁止地区拡大後は6.2haから9haとなります。



3 周知方法

- ・ 広報よこはまへの記事掲載
- ・ 公共施設等へのポスター掲示
- ・ 交通広告の掲出
- ・ 標識、路面標示の設置 など



< 裏面参考資料 >

＜参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（抜粋）＞

第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の規定は、その区域を告示することにより行うものとする。

＜参考 ビブレ前広場（橋）＞

